

令和4年小野町議会定例会6月会議

議事日程（第1号）

令和4年6月8日（水曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第26号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第1号）
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 5 議案第27号 小野町税条例等の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑以下日程第8まで同じ〕
- 日程第 6 議案第28号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第29号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第30号 小野町笑顔とがんばり子育て応援条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第31号 小野町火葬場「おの悠苑」空調設備改修工事請負契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第10 議案第32号 幼児教育施設園舎（旧中央さくら保育園・旧小野わかば幼稚園）解体工事請負契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第11 議案第33号 百目木・堀切線道路拡幅工事請負契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第12 議案第34号 小野小学校グラウンド法面復旧工事請負契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第13 議案の委員会付託
- 日程第14 請願・陳情の委員会付託
- 日程第15 報告第 1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 日程第16 報告第 2号 令和3年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告について
- 日程第17 報告第 3号 令和3年度小野町水道事業会計予算繰越の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君

5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	10番	久野峻君
11番	竹川里志君	12番	田村弘文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	菅野望君
教育長	有賀仁一君	総務課長	吉田吉広君
企画政策課長	西牧英一君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	矢吹昌之君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	村上昭一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木稔君
地域整備課長	矢吹浩司君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	佐久間金治君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	郡司功次	長	郡司治子
書記	渡邊裕之	書記	新田晟也

開議 午前10時00分

◎表彰状の伝達

○議会事務局長（郡司 功君） 会議の前に、自治功労者表彰伝達を行います。

今回の受賞は、去る4月14日、田村地方町村議会議長会総会において、町村議会議員として10年以上在職され、その功績が認められた議員の皆様に贈られるものです。

コロナ禍により、授賞式が開催できませんでしたので、本日伝達させていただきます。

それでは、表彰の伝達を行います。

伝達は、田村議長並びに竹川副議長より行います。

竹川副議長、演壇前へお進みください。

お名前を読み上げますので、前へお進みください。田村弘文議員。

〔表彰状伝達〕

○議会事務局長（郡司 功君） 竹川副議長、席へお戻りください。

田村議長、演壇前へお願いいたします。

竹川里志議員。

〔表彰状伝達〕

○議会事務局長（郡司 功君） 宗像芳男議員。

〔表彰状伝達〕

○議会事務局長（郡司 功君） 吉田康市議員。

〔表彰状伝達〕

○議会事務局長（郡司 功君） 会田明生議員。

〔表彰状伝達〕

◎受賞者謝辞

○議会事務局長（郡司 功君） 受賞者の皆様はご起立願います。

ここで、受賞者を代表して竹川里志議員よりご挨拶をいただきます。

〔副議長 竹川里志君登壇〕

○副議長（竹川里志君） 受賞者を代表して一言御礼を申し上げます。

本日は、定例会本会議前のこの席上において、表彰の伝達を受けましたことは誠に身に余る光栄であり、感謝の意に堪えません。私は、基礎的自治体は国家繁栄の原動力であり、基礎的自治体では、執行機関と議決機関である議会とが切磋琢磨しながら住民の幸福をつくっていかねばならないと考えております。私どもは、本日の感激を忘れず、議会制度のルールにのっとり、今後ともますます研鑽と努力を重ね、小野町の発展と住民の福祉増進に努めたいと存じますので、今後とも各位のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

以上、甚だ簡単であります、御礼と感謝の言葉に代える次第であります。誠にありがとうございました。
令和4年6月8日、受賞者代表竹川里志。

○議会議務局長（郡司 功君） ご着席ください。

議長、自席へお戻りください。

以上で、表彰伝達を終了いたします。ありがとうございました。

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和4年小野町議会定例会6月会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

なお、10番、久野峻議員につきましては、所用により遅れるとの報告がございましたので、報告いたします。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

8番 宗 像 芳 男 議員

9番 水 野 正 廣 議員

を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、定例会6月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

5番、渡邊直忠議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 渡邊直忠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊直忠君） 去る6月2日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたしま

す。

令和4年小野町議会定例会6月会議の会議日程については、6月8日から6月13日までの6日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第26号については起立採決とし、議案第27号から議案第34号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第31号から議案第34号までについては、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、一般質問につきましては、9日、10日の午後6時から、2日間にわたり、通告の順序により9日に2名、10日に3名の計5名が行います。

次に、陳情の取扱いについて。陳情第4号及び陳情第5号については、総務文教常任委員会に付託をし、審査することと決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会6月会議の日程は、本日から6月13日までの6日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第26号については起立採決とし、議案第27号から議案第34号については簡易採決により行うことといたします。

次に、一般質問については、9日、10日の午後6時から、2日間にわたり、通告の順序により9日に2名、10日に3名の計5名の議員が一般質問を行います。

次に、陳情の取扱いについて。陳情第4号及び陳情第5号については、総務文教常任委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

定例会6月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日まで受理した請願・陳情は2件であります。

これで、諸般の報告を終わります。

◎議案第26号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第26号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第26号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） ただいま、長年の功績によりまして表彰を受けられました5名の議員の皆様方に心よりお祝いを申し上げます。誠にありがとうございました。

令和4年小野町議会定例会6月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には時節柄何かとご多用の中ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、補正予算案件1件、条例改正案件4件、契約締結案件4件の9議案と3件の報告案件、合わせて12案件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、それに先立ちまして、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、喫緊で町の最優先課題であります新型コロナウイルス感染症対策についてであります。本日までに257人の陽性者が確認されております。4月には児童とその家族における感染者が増加し、5月には町内の社員寮においてクラスターが発生するなど、感染拡大が心配されましたが、その状況も落ち着きつつあります。今後も引き続き、一人一人の基本的な感染対策を町民の皆様呼びかけてまいります。

4回目となるワクチン接種につきましては、3回目接種から5か月を経過した60歳以上の方並びに18歳以上で基礎疾患を有する方など、重症化リスクが高いと認められる方が対象となりますが、今月半ばより接種券を発送し、今月末より接種予約を受け付けた上で、おおむね7月中旬ごろより各医療機関において順次接種を進める予定となっております。

5歳から11歳までの小児ワクチンにつきましても、先月中旬より公立小野町地方総合病院小児科外来において接種を開始し、現在、接種が進んでいるところであります。

医療機関関係者の皆様におかれましては、引き続きご協力をいただくこととなりますが、改めて敬意と感謝を申し上げますとともに、町としてスムーズな接種に向けて引き続き取り組んでまいります。

コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴う生活者や事業者への深刻な影響など、日常生活に大きな不安が生じております。町では、感染防止と経済活動の維持に全力を挙げて取り組むため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、この交付金の使途として新たに創設されたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分などの財源を活用しながら、感染予防対策や町民生活の支援、事業所の経営支援など各種施策を展開し、町民皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、子育て支援関係でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面されている低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の子育て支援特別給付金を配布し、経済的負担の軽減を図りたく、事業実施に必要な予算を本定例会補正予算に計上させていただいているところであります。

また、6月からは、保護者の勤務体系の多様化、疾病・入院、育児疲れ解消などを図るため、こども園や保育園などに通っていない満1歳から就学前の児童を対象といたしました一時預かり事業を開始しているものであります。

次に、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬と浄化槽清掃事業につきましては、田村広域行政組合の解散に伴い、令和5年度より業務を町が委託により実施することから、受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するため、4月からプロポーザルを実施し、先月、審査結果を踏まえて受託候補者を選定したところであります。今後、優先交渉権を有する受託候補者と契約締結に向けて協議を行いながら、遅滞なくし尿等の収集運搬等の業務が遂行できるよう取り組んでまいります。

次に、農業関係でございますが、水稻につきましては天候にも恵まれ、無事に田植が行われ、町長として安堵しているところであります。昨年度からの繰越事業である水稻種子購入費の一部助成につきましては、今月に作付面積が確定することから、順次、農家の皆さんへ助成金を支給できるよう準備を進めているところであります。引き続き、水稻病虫害防除への助成などを行いながら、秋の収穫まで各種支援を行っていくところであります。

6月2日の降ひょうでございますが、葉たばこやピーマンなどにつきまして被害が発生しているところであり、被害を受けられた農家の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。町といたしましては、被害の状況を把握した上で、JAをはじめ農業関係機関の協力を得ながら、病害の防止策や収穫量の確保に向けた営農指導などに取り組んでまいります。

また、基盤整備事業のうち浮金第二地区につきましては、県事業である農業競争力強化農地整備事業を活用して事業を実施し、昨年度から区画整理工事に着手しているところあり、本年度は、昨年度からの繰越事業により、引き続き測量設計及び区画整理工事を行っているところであります。

次に、飯豊上地区につきましては、本年度県事業である農地中間管理機構関連農地整備事業の事業実施地区として採択されたことから、今後、測量設計などの業務委託を行う見込みであります。

次に、商工業に関しましては、コロナ禍や世界情勢の影響により、原油価格の高騰や食料品の相次ぐ値上げにより影響を受けている町民並びに町内事業所に対する緊急対策として、町民1人に対しまして一律3,000円の応援商品券を配布し、町内購買力を高めることで地域経済の活性化を図りたく、事業実施に必要な予算を本定例会補正予算に計上させていただいているところであります。

次に、消防団活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年連続中止となっておりました消防操法大会が開催されることになりました。8月28日開催予定の福島県消防操法大会へ本町消防団が出場することが決定したことから、現在、操法の訓練を重ねており、大会では日々の訓練の成果を十分に発揮されることを期待しているところであります。

次に、教育関係であります。小中学校におけますコロナ対策につきましては、6月12日まで延長となりました子供の感染拡大防止重点対策として、福島県で示している基本的な感染対策を徹底するほか、学校での授業環境やスクールバス登校時における感染対策に努めてまいります。

また、国際交流体験事業につきましては、6月28日に天栄村にごぞいますブリティッシュヒルズに小学6年生全員を派遣し、生の英会話や異文化を体験してもらう事業を計画しており、こちらについても感染防止対策を図りながら、学習活動の機会の提供に努めてまいります。

次に、福島県立小野高等学校につきましては、先月、田村地方町村会を通じて、県町村会に小野高等学校と船引高等学校の統合を含む「県立高等学校改革後期実施計画」全体の見直しを強く要望したところであります。

引き続き、将来の人材育成のため、「小野高校について考える連携協議会」での検討を踏まえ、福島県で設置しております県立高等学校改革懇談会などで町の考えを示しながら、小野高等学校の存続に向けた活動を継続していくところであります。なお、今後も引き続き学習支援事業や合同企業説明会などの機会を通じて、在校生支援も実施してまいります。

以上、今年度の主要な事業等の状況をご報告いたします。

なお、繰り返し申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策は町の喫緊の課題であります。町といたしましては、感染予防対策と感染症の影響を受けている地域の経済活動を支援し、一日も早く小野町が元気で活力あふれる町に戻りますよう努めてまいりますので、引き続き議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会6月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明いたします。

議案第26号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に7,691万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億2,991万7,000円とするものであります。

補正の主な内容であります。歳入におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、経済対策世帯給付金等事業費国庫補助金、福島県被災住宅修理支援事業補助金等を計上し、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を増額し、子育て支援基金繰入金、過疎対策事業債を減額補正するものであります。

歳出におきまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、小野町応援商品券支給事業委託料、小野公園浄化槽改修設計業務委託料、令和4年福島県沖地震に係る住宅修理支援金等を計上し、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業各種委託料、小中学校給食費一部助成金等を増額補正するも

のであります。

また、地方債補正につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ財源振替したことに伴い、過疎対策事業債の発行限度額を減額するものであります。

議案第26号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

◎議案第26号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第26号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第26号について質疑を終わります。

◎議案第27号～議案第30号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案第27号 小野町税条例等の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第30号 小野町笑顔とがんばり子育て応援条例の一部を改正する条例についてまで、4議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第27号～議案第30号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 次に、議案第27号から議案第30号までの条例一部改正案件4案件につきましてご説明いたします。

初めに、議案第27号 小野町税条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、段階的に施行されることに伴い所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、1つ目に、地方税法等の改正により納税証明書及び固定資産課税台帳等に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがある場合で、不動産登記法第119条第6項の申出があった場合には、当該住所に変わるものとして総務省令で定める事項を記載した証明書を交付しなければならないことから、小野町税条例における納税証明書の交付手数料を定めた規定にそれらの交付手数料を含める改正。

2つ目に、上場株式等に係る配当所得等についての課税方式を所得税と一致させることとするほか、譲渡損失の損益通算及び繰越控除についての適用要件を所得税と一致させる等の地方税法の改正が行われたことに伴う所要の改正。

3つ目に、住宅借入金等特別税額控除について、地方税法及び所得税法の改正により、町民税の適用期限が令和15年度から令和20年度までに、所得税の特別控除の適用期間が令和4年から令和7年までに延長となるため、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を削除する改正。

その他、地方税法等の改正に伴い、町税条例の関連する条項について必要な改正を行うもので、法の段階的施行に併せて施行するものであります。

次に、議案第28号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例中に引用している租税特別措置法の項ずれを改正するものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第29号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額のうち医療給付費分を63万円から65万円、後期高齢者医療支援金分を19万円から20万円に引き上げる改正を行うもので、公布の日から施行し、令和4年度分の国民健康保険税から適用するものであります。

次に、議案第30号 小野町笑顔とがんばり子育て応援条例の一部を改正する条例についてであります。本案は笑顔とがんばり子育て応援事業の見直しに伴い、応援金の支給額を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、子育てのステージに応じた支援を行うため、応援金の支給額を第1子10万円から5万円、第2子15万円から10万円、第3子以降20万円から15万円に改正するものであります。なお、応援金の支給額が減額となるため、令和4年度は周知期間として支給額を据え置き、令和5年度以降の出生児から適用するものであります。

以上、議案第27号から議案第30号までの条例の一部改正案件4案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくご説明いたします。

◎議案第27号～議案第30号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第27号 小野町税条例等の一部を改正する条例についてから議案第30号 小野町笑顔とがんばり子育て応援条例の一部を改正する条例についてまでの4議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第27号から議案第30号までの4議案について質疑を終わります。

◎議案第31号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第9、議案第31号 小野町火葬場「おの悠苑」空調設備改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第31号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第31号 小野町火葬場「おの悠苑」空調設備改修工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、小野町火葬場「おの悠苑」空調設備改修工事につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者6社を指名し、5月27日に入札を執行した結果、5,027万円をもって小野町大字小野新町字中通130番地3、株式会社大和田工務店が落札したものであります。なお、本議案から議案第30号までの契約案件につきましては、予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するに当たり、地方

自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第31号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第31号 小野町火葬場「おの悠苑」空調設備改修工事請負契約の締結について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第31号について質疑を終わります。

◎議案第31号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第31号を討論に付します。
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第31号の討論を終わります。

◎議案第31号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第31号 小野町火葬場「おの悠苑」空調設備改修工事請負契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第32号 幼児教育施設園舎（旧中央さくら保育園・旧小野わかば幼稚園）解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第32号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第32号 幼児教育施設園舎（旧中央さくら保育園・旧小野わかば幼稚園）解体工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、幼児教育施設園舎（旧中央さくら保育園・旧小野わかば幼稚園）解体工事につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者14社を指名し、5月27日に入札を執行した結果、7,095万円をもって小野町大字小野新町字団子田74番地の1、飯岡工業株式会社が落札したものであります。予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第32号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第32号 幼児教育施設園舎（旧中央さくら保育園・旧小野わかば幼稚園）解体工事請負契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第32号について質疑を終わります。

◎議案第32号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第32号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第32号の討論を終わります。

◎議案第32号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第32号 幼児教育施設園舎（旧中央さくら保育園・旧小野わかば幼稚園）解体工事請負契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第33号 百目木・堀切線道路拡幅工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第33号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第33号 百目木・堀切線道路拡幅工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、社会資本整備総合交付金事業、百目木・堀切線道路拡幅工事につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者13社を指名し、5月27日に入札を執行した結果、7,810万円をもって小野町大字小野新町字宿ノ後15番地、株式会社吉田土建が落札したものであります。予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

◎議案第33号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第33号 百目木・堀切線道路拡幅工事請負契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第33号について質疑を終わります。

◎議案第33号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第33号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第33号の討論を終わります。

◎議案第33号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第33号 百目木・堀切線道路拡幅工事請負契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第12、議案第34号 小野小学校グラウンド法面復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第34号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第34号 小野小学校グラウンド法面復旧工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、小野小学校グラウンド法面復旧工事につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、指名競争入札により町内業者14社を指名し、5月27日に入札を執行した結果、5,610万円をもって小野町大字小野新町字品ノ木98番地、株式会社高橋建設が落札したものであります。予定価格が5,000万円以上であることから、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案の説明といたします。よろしくお願い

いたします。

◎議案第34号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第34号 小野小学校グラウンド法面復旧工事請負契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第34号について質疑を終わります。

◎議案第34号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第34号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第34号の討論を終わります。

◎議案第34号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第34号 小野小学校グラウンド法面復旧工事請負契約の締結についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については原案のとおり可決されました。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第13、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第14、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第4号及び陳情第5号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情書の写しはお手元に配付のとおりであります。

◎報告第1号～報告第3号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第15、報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてから、日程第17、報告第3号 令和3年度小野町水道事業会計予算繰越の報告についてまでは朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、その一部が翌4月1日から施行されることに伴い、同日から施行が必要な部分について、小野町税条例の一部改正を行ったものであります。

主な改正内容といたしましては、証明書交付事務につきまして、不動産登記法の改正により、固定資産課税台帳を閲覧に供し、記載されている事項についての証明書を交付する場合において、登記事項証明書に記載されている住所が明らかにされることで、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他台帳を閲覧に供し、または当該証明書を交付することが適当でないと登記事項証明書等で確認した場合には、住所の削除など必要な措置を講ずることができることとする改正であります。

次に、固定資産税につきまして、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、耐熱改修工事に要した費用が50万円以上である場合に対象となっておりましたが、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事に要した費用と合わせて60万円以上であれば、その費用を固定資産税の減免措置の対象に加えることとする改正であり

ます。

その他、地方税法等の改正による項ずれの整備等、必要な規定の改正を行ったものであり、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号 令和3年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越の報告についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度小野町一般会計において、翌年度に繰り越して使用できるとした繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

繰り越した事業は、戸籍住民基本台帳事業等計8事業でありまして、事業費総額は3億4,108万6,000円で、うち令和4年度に繰り越した総額は、6,754万4,000円であります。

繰越額の財源内訳につきましては、未収入分の国庫支出金が5,364万2,000円、一般財源が1,390万2,000円であります。

次に、報告第3号 令和3年度小野町水道事業会計予算繰越の報告についてであります。地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和3年度小野町水道事業会計において、同法26条第1項に基づき建設改良費を翌年度に繰り越した額について報告するものであります。

繰り越した事業は施設改修事業及び配水管布設替事業でありまして、支払い義務発生額は3,193万3,700円で、令和4年度に繰り越した額は2,331万6,300円であります。

繰越額の財源内訳につきましては、工事負担金が451万6,182円、他会計補助金が400万円、損益勘定留保資金等が1,480万118円であります。

また、事業繰越をした事業は、配水管布設替事業でありまして、支払い義務発生額は1,173万5,000円で、令和4年度に繰り越した額は、789万7,000円であります。

繰越額の財源内訳につきましては、工事負担金が433万3,350円、他会計補助金が350万円、損益勘定留保資金等が6万3,650円であります。

以上、ご報告を申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前11時03分